

野田市経営所得安定対策等推進事業費交付金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第141号

野田市経営所得安定対策等推進事業費交付金交付要綱等の一部を改正する告示

(野田市経営所得安定対策等推進事業費交付金交付要綱の一部改正)

第1条 野田市経営所得安定対策等推進事業費交付金交付要綱（平成28年野田市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した交付金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金交付要綱の一部改正)

第2条 野田市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金交付要綱（平成29年野田市告示第175号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第15条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱の一部改正)

第3条 野田市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱（平成31年野田市告示第112号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第11条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。